

設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

資料 1	専門学校（専修学校専門課程）での教員要件	1
資料 2	各職業の養成機関での教員要件	2
資料 3	科目体系図	5
資料 4	履修モデルの即した履修例	6
資料 5	遠隔授業での TV システム	9
資料 6	定年を定めた規定及び教員選考規定	11
資料 7	後任教員の補充計画	16
資料 8	時間割モデル	17
資料 9	4 学期制の実施予定	18
資料 10	プロジェクト研究履修イメージ	20
資料 11	履修モデルに対応した年間時間割シミュレーション	21
資料 12	星槎大学の研究倫理審査に関する規定	27
資料 13	校友会の状況	32
資料 14	学生ラウンジ（学生研究スペース見取り図）	36
資料 15	履修規程	37
資料 16	教員養成評価機構との協議内容	39
資料 17	一般社団法人専門職高等教育質保証機構の実績	40
資料 18	購入する学術雑誌	42

資料 1 専門学校（専修学校専門課程）での教員要件

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

第四章 教員

（教員の資格）

第四十一条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

資料 2 各職業の養成機関の教員要件

<看護師>

「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」より抜粋

第四 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

<理学療法士・作業療法士>

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」より抜粋

(理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

第二条法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

五 理学療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法士業務に従事した者であること。

(作業療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

第三条法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

四 作業療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上作業療法士業務に従事した者であること。

＜社会福祉士・介護福祉士＞

「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」より抜粋

(社会福祉士の養成施設の指定基準)

第三条 (社会福祉士短期養成施設)

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

ニ 別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ ニの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人は相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習指導又は相談援助実習を教授できる者であること。

ト 相談援助演習、相談援助実習指導又は相談援助実習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 学校教育法 に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法 に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(3) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者

(4) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

第四条 (社会福祉士一般養成施設)

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

ニ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ ニの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人は現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度を、一人は相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習を、一人は相談援助実習又は相談援助実習指導を教授できる者であること。

ト 前条第一号トからレまでに該当するものであること。

(介護福祉士の養成施設の指定基準)

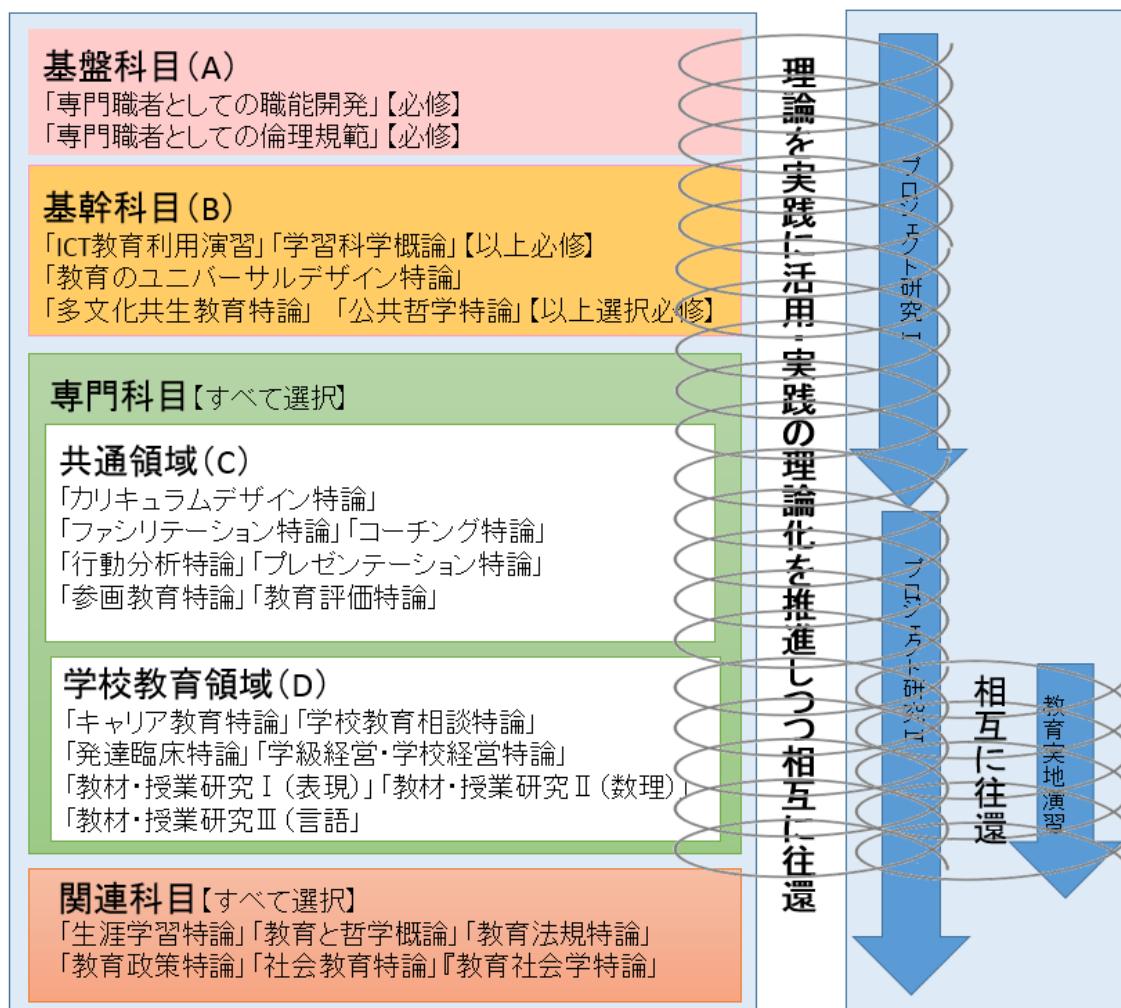
第五条

五 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

ロ 学校教育法 に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者

ハ 学校教育法 に基づく 専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者



資料 4 履修モデルに即した履修例

①小学校教員

履修要件	科目 区分	属性	単位 数	科目名（選択科目は推奨科目例）
基盤科目から 2 科目必修	基盤 科目	必修	2	専門職者としての職能開発
		必修	2	専門職者としての倫理規範
基幹科目から必修 2 科目、 選択必修 1 科目	基幹 科目	必修	2	ICT 教育利用演習
		必修	2	学習科学特論
		選択 必修	2	教育のユニバーサルデザイン特論
専門科目・共通領域から 3 科目以上	専門科目・ 共通領域	選択	2	カリキュラムデザイン特論
		選択	2	コーチング特論
		選択	2	参画教育特論
専門科目・学校教育領域 から 3 科目以上 (教科指導中心)	専門科目・ 学校教育 領域	選択	2	教材・授業研究Ⅰ（表現）
		選択	2	教材・授業研究Ⅱ（数理）
		選択	2	教材・授業研究Ⅲ（言語）
関連科目から 1 科目以上	関連科目	選択	2	教育社会学特論
教育実践研究科目から 3 科目選択	教育実践 研究科目	必修	2	教育実地演習
		必修	2	プロジェクト研究Ⅰ
		必修	2	プロジェクト研究Ⅱ
合計			30 単位以上	

※専修免許取得希望者は別途定められた単位数を修得する必要がある。

②中学校・高等学校教員

履修要件	科目 区分	属性	単位 数	科目名（選択科目は推奨科目例）
基盤科目から 2 科目必修	基盤 科目	必修	2	専門職者としての職能開発
		必修	2	専門職者としての倫理規範
基幹科目から必修 2 科目、 選択必修 1 科目	基幹 科目	必修	2	ICT 教育利用演習
		必修	2	学習科学特論
		選択 必修	2	多文化共生教育特論
専門科目・共通領域から 3 科目以上	専門科目・ 共通領域	選択	2	カリキュラムデザイン特論
		選択	2	参画教育特論
		選択	2	教育評価特論
専門科目・学校教育領域 から 3 科目以上 （教科指導 1 科目と学校 段階の課題に応じた科目）	専門科目・ 学校教育 領域	選択	2	学級・学校経営特論
		選択	2	キャリア教育特論
		選択	2	学校教育相談特論
関連科目から 1 科目以上	関連科目	選択	2	教育法規特論
教育実践研究科目から 3 科目選択	教育実践 研究科目	必修	2	教育実地演習
		必修	2	プロジェクト研究Ⅰ
		必修	2	プロジェクト研究Ⅱ
合計			30 単位以上	

※専修免許取得希望者は別途定められた単位数を修得する必要がある。

③専門学校等の教員

履修要件	科目 区分	属性	単位 数	科目名（選択科目は推奨科目例）
基盤科目から 2 科目必修	基盤	必修	2	専門職者としての職能開発
	科目	必修	2	専門職者としての倫理規範
基幹科目から必修 2 科目、 選択必修 1 科目	基幹 科目	必修	2	ICT 教育利用演習
		必修	2	学習科学特論
		選択 必修	2	公共哲学特論
専門科目・共通領域から 5～6 科目（または以上）	専門科目・ 共通領域	選択	2	カリキュラムデザイン特論
		選択	2	ファシリテーション特論
		選択	2	コーチング特論
		選択	2	参画教育特論
		選択	2	教育評価特論
関連科目から 1～2 科目 （または以上）	関連科目	選択	2	生涯学習特論
		選択	2	教育社会学特論
教育実践研究科目から 3 科目選択	教育実践 研究科目	必修	2	教育実地演習
		必修	2	プロジェクト研究Ⅰ
		必修	2	プロジェクト研究Ⅱ
合計			30 単位以上	

資料 5 遠隔授業でのTV会議システム

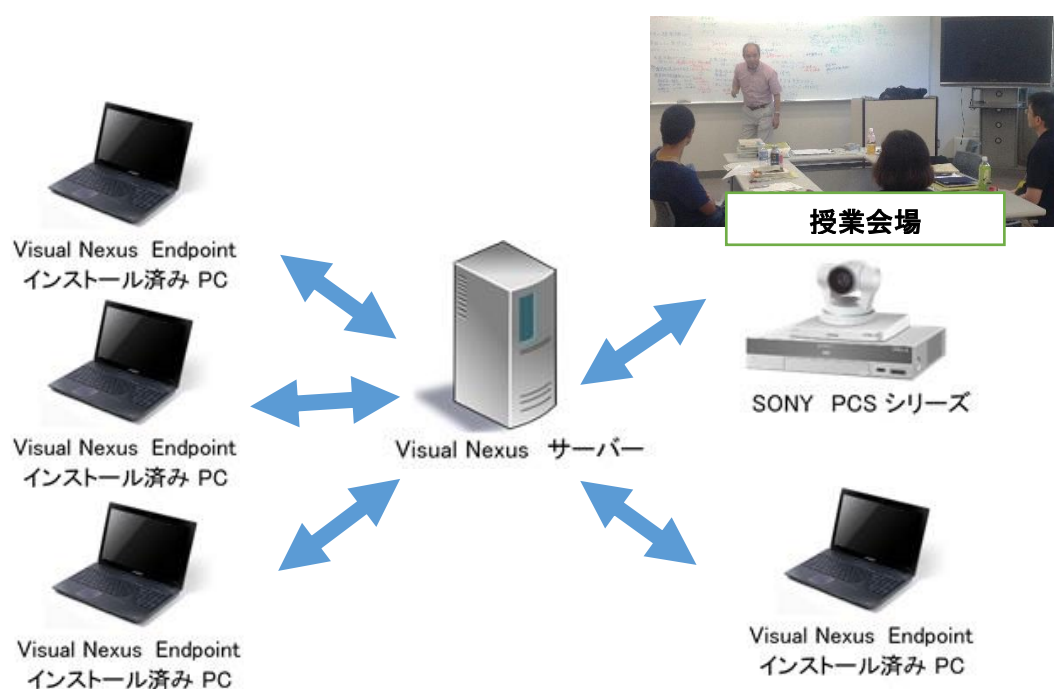
2004 年度より、音声・映像の安定した同時双方向通信が可能な、専用のテレビ会議システムを学部のスクーリング、2013 年からは大学院教育学研究科のスクーリングに導入しています。

また、ネットワークについては、専門業者への外部委託により、日常のメンテナンスの他、予期しないトラブルに対応できる体制を整えています。

大学院教育学研究科の面接授業、また、日本教育大学院大学の授業では、年間を通じて全国に在住する学生に対して遠隔授業を実施しています。

1) 利用システム

ビデオ会議システム Visual Nexus



2) 運用

- ① 横浜キャンパスで行われている授業を配信 (SONY PCS シリーズを利用)
- ② 遠隔地学生は同時に授業参加 (Visual Nexus Endpoint インストール済み Web カメラ搭載 PC)
- ③ トラブルに際しては大学職員が対応 (星槎大学にて 12 年の運用実績有)

3) 特長

- ① 毎秒 15～30 フレームで大画面 (スクリーン、大型モニター等) の映像の配信が可能
- ② 双方向性が高く、全く違和感なく同時会話が可能 (学生からの質問への対応はもとより、教員を交えたディスカッション、各会場間の議論等を実現しています)
- ③ 個別指導にも活用

【音声画像同時双方向通信のビデオ会議システム(下図は PC 端末画面:受講している学生側)】



※授業によってはレクチャーモードが有効です。レクチャーモードを利用すると、発信側は複数の拠点の映像を同時に見ながら授業ができるので、全体に目を配りながら講義をすることができる一方、各地で受講している学生には発信側の映像のみが配信されるため、話の内容に集中して受講することができます。

4) 対象授業等

- ①科目担当者が十分な教育効果が得られると判断した授業
- ②同時接続は 50 箇所が可能ですが、実際には最大で 10 箇所程度を想定しています。

5) 発信会場での職員の常駐

授業を発信する会場では、職員が常駐し教員を支援します。発信会場で使用している機材では、プレゼンテーションソフトの配信はもとより、動画なども配信するとともに、リモートコントロールのカメラで必要に応じた画角とズームで授業会場をとらえることができ、遠隔地の受講者も違和感なく参加できます。

6) 12 年間の実績

本システムは 12 年間にわたり、スクーリングや各種大学運営のための会議の他、国際シンポジウムや、教員免許更新講習、各種セミナー・講演会など様々な場面で年間を通じて活用しています。

研究科における TV 会議の授業においては、グループワークなどを多く取り入れた授業を実施しています。

資料 6 定年を定めた規定及び教員選考規定

【定年を定めた規定】

星槎大学就業規則

第 6 章 育児休業、介護休業、休職、国際貢献休職、退職及び解雇

(定年)

第 59 条 教職員の定年は満 65 歳とし定年に達した日の属する年度末日(3 月 31 日)をもって退職とする。

- 2 本学経営上必要があると認められる者については、再雇用することがある。
- 3 本学経営上必要がある場合は第 1 項に定める定年の年齢を超える者を採用することがある。
- 4 前 2 項の場合、雇用契約は 1 年ごとに更新するものとする。

星槎大学教員の定年の取り扱いに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は星槎大学就業規則第 59 条に基づき、定年の細部の取り扱いについて定める。

(対象)

第 2 条 この規程は本学専任教員の定年後の再雇用について定める。定年を超えた者を本学専任教員としての新規採用する場合は、別に定める「教員選考規程」による。

(候補者)

第 3 条 専任教員が定年に達した後も本学経営上専任教員としての継続雇用が必要と認められる場合は、予め大学運営会議に提議し、承認を得て翌年度から再雇用の手続きを進める。

(労働条件等)

第 4 条 再雇用の勤務条件、給与 称号等について、候補者に提示し、合意に達した後学長が大学運営会議に報告し、理事長が任命する。

(再雇用期間)

第 5 条 再雇用期間は 1 年とし、その後も双方に異義がなければ再雇用を更新する。

(再雇用更新の条件)

第 6 条 再雇用の更新は、担当教員の健康状況、研究業績、授業評価をもとに大学運営会議及び学長の意見に基づき、理事長が更新を認める。

(試用期間)

第 7 条 再雇用された教員には試用期間は設けないこととする。

(退職金)

第 8 条 再雇用された教員には退職金の支給はしないこととする。

(目的)

- 第1条 この規程は、星槎大学専任教員の採用と昇任（以下、「選考」という。）、及び教員の資格審査について定めることを目的とする。教員採用の基本方針は、本学の建学の精神及び教育理念に共鳴し、豊かな人格識見が有り、本学の教育目標を達成するために必要な教育実績・研究業績・実務経験を有する者とする。

(機関)

- 第2条 前条に定める教員の資格審査を行うため、資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(構成)

- 第3条 審査委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長及び事務局長によって構成する。
- 2 学長が審査に必要と認めた場合には、理事長、役員、法人職員及び教授を構成員として加えることができる。

(開催)

- 第4条 学長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 2 審査委員会は、必要に応じて随時に招集する。
- 3 書記は、事務局員がこれにあたる。

(発議)

- 第5条 専任教員の選考については、学長は副学長、研究科長、学部長の意見を聞いて、採用もしくは昇格の候補者（以下、「候補者」という。）の名簿を作成し、大学運営会議に提出して発議するものとする。

(招集)

- 第6条 学長は、大学運営会議の議を経たのち、すみやかに審査委員会を開かなければならない。

(審査)

- 第7条 候補者の資格審査は審査委員会において行う。
- 2 審査委員会は、審査の必要に応じて審査項目を精査するため、委員の中から適宜、主査、副主査等を委嘱することができる。
- 3 被審査者の専攻分野に関して、学内にその分野を同じくする教授がいない場合には、学長又は主査は学外に専攻分野を同じくする権威者を選んで、審査に関する意見書の提出を求めることができる。

(資格基準)

- 第8条 候補者としての資格条件の最低基準は次のとおりとする。審査に際しては、学術論文以外の研究業績についても検討するものとする。

(1) 教授

次のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者。

ア. 大学において、教授の教歴を有する者。

イ. 大学において、准教授7年以上の教歴を有し、かつこの間に顕著な研究業績（公刊された学術論文5編以上、うち単著2編以上）を有する者。

- ウ. 博士の学位（外国において授与された、これに相当する学位を含む）を有し、大学における教歴10年以上を経験し、かつ研究上の業績（公刊された学術論文5編以上、うち単著2編以上）を有する者。
- エ. 学士以上の学位（外国において授与された、これに相当する学位を含む）を有し、大学における教歴12年以上を経験し、かつ研究業績（公刊された学術論文8編以上、うち単著3編以上）を有する者。
- オ. 大学設置審議会において、当該科目について教授の判定を与えられた者。
- カ. 教授に相当すると認められる優れた学識経験や特殊な優秀技能、あるいは社会的地位を有する者。

（2）准教授

次のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者。

- ア. 大学において、准教授の教歴を有する者。
- イ. 大学において、専任講師として5年以上の教歴を有し、かつこの間に顕著な研究業績（公刊された学術論文4編以上、うち単著1編以上）を有する者。
- エ. 学士以上の学位（外国において授与された、これに相当する学位を含む）を有し、大学における教歴7年以上を経験し、かつこの間に顕著な研究業績（公刊された学術論文5編以上、うち単著2編以上）を有する者。
- オ. 大学設置審議会において、当該科目について准教授の判定を与えられた者。
- カ. 准教授に相当と認められる学識経験や特殊な優秀技能、あるいは社会的地位を有する者。

（3）講師

次のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者。

- ア. 大学において、専任講師の教歴を有する者。
- イ. 学士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する者で、大学における助教として3年以上の教歴を有し、かつ研究業績（公刊された学術論文3編以上、うち単著1編以上）を有する者。
- ウ. 専任講師に相当と認められる学識経験や優秀技能、あるいは社会的地位を有する者。

（4）助教

- ア. 修士以上（外国において授与された、これに相当する学位を含む）の学位を有する者。
- イ. 学士の学位（外国において授与された、これに相当する学位を含む）を有する者で、教育上もしくは研究上優れた能力を有する者。
- ウ. 以上2つの項目（ア及びイ）と同等以上の能力があると認められる者。

（審査項目）

第9条 審査は、原則として次の項目のうち当該候補者に該当する事項について行う。

- ・学歴 ・職歴 ・人格識見 ・勤務状況 ・研究業績 ・教授指導能力 ・教育上の実績もしくは業績 ・管理運営上の実績もしくは業績 ・社会的実績もしくは業績（学会及び社会における活動を含む。） ・実務経験及び実務能力 ・健康状況

2 前項に掲げる審査項目についての検討内容は次のとおりとする。

（1）人格識見

- ア. 学生の信頼性
- イ. 同僚の信頼性

- ウ. 責任感
- エ. 積極性
- オ. 協調性
- カ. 公正な判断力
- キ. その他

(2) 勤務状況

- ア. 勤務の精励状況
- イ. 最近3ヶ年の出勤状況

(3) 研究業績

本規程第9条に規定する資格基準を確認し、かつその論文等の内容や質的水準について慎重に検討する。

尚、その際の業績分類について確認すべき事項は次のとおりとする。

ア. 著書

1冊の本を単独で執筆した場合だけでなく、2人以上で執筆した場合も担当執筆ページ数の多少にかかわらず「著書」とする。その際担当執筆部分は単著であっても「共著」として扱う。

尚、上記「著書」の場合、「学術論文」への換算については審査委員会が判断する。

- イ. 論文集、学術雑誌、学会機関誌、研究報告、研究紀要等に「学術論文」として発表したもの。
尚、「書評」「資料紹介」「学会情報」「学会発表要旨」等は含まない。

ウ. 制作等

芸術分野においては、社会的に認められる制作、展覧会出品、個展、作曲リサイタル、演奏、指揮等。

技術分野においては、設計、製作、発明、デザイン等とする。

エ. 翻訳

学術的に価値ある「翻訳」については、著書または学術論文と同等とみなす。

オ. 学会発表

学会における発表は、研究業績の参考として評価する。

カ. 記録競技歴等

体育分野における記録や競技歴等。

キ. 参考論文

学術論文ではないが、論集、一般向けの新聞、雑誌等に掲載した論文等は、社会的活動の参考として評価する。

(4) 教授指導能力

- ア. 授業での教材選択
- イ. 授業への工夫
- ウ. 学生の反応

(5) 教育上の実績もしくは業績

- ア. 教育上の実績もしくは業績
- イ. 学生指導上の実績もしくは業績
- ウ. 学習指導上の実績もしくは業績
- エ. 教育運営上の実績もしくは業績

(6) 管理運営上の実績もしくは業績

- ア. 管理職としての実績もしくは業績
- イ. 学内の委員会委員としての実績もしくは業績
- ウ. その他の管理運営上の実績もしくは業績

(7) 社会的実績もしくは業績

- ア. 社会における活動
 - イ. 学会における活動（学会での研究発表は含まない）
 - ウ. 社会的地位
- （８）事務経験及び実務能力
- ア. 実務の経験
 - イ. 実務の能力

（決定）

第 10 条 審査委員会の審査において、各職位に適格と判定された者について、学長は教授会の意見を聴取した後、大学運営会議に報告し、理事長が採用もしくは昇任の決定を行う。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附 則

この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 19 年 9 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日

資料 7 後任教員の補充計画

完成年度時点で定年を越えた教員 4 名についての専門分野、教員区分、担当科目について記載した上、教員組織構成の将来構想と採用計画について記載した。

資料 8 時間割モデル

平成 29 (2017) 年度時間割

学期	曜日	1 限	2 限	3 限	4 限
1	月	M1 三輪	M1 三輪	B1 大野	B1 大野
	金	A3 山田	A3 山田	B7 前嶋	B7 前嶋
	土	B5 樫永	B5 樫永	A1 仲	A1 仲
	日			M1 三輪	M1 三輪
2	月	M2 大野	M2 大野	K5 古壕	K5 古壕
	金	B6 西村	B6 西村	A7 黒石	A7 黒石
	土	A2 三田地	A2 三田地	B2 大野	B2 大野
	日	A6 林	A6 林	M2 大野	M2 大野
3	月	S1 齋藤	S1 齋藤	B3 岩澤	B3 岩澤
	金	S3 阿部	S3 阿部	K3 内山	K3 内山
	土	K4 寺脇	K4 寺脇	K1 三輪	K1 三輪
	日	S4 白鳥	S4 白鳥	S1 齋藤	S1 齋藤
4	月	S2 山田	S2 山田	K2 吉良	K2 吉良
	金	K6 石原	K6 石原	A4 三田地	A4 三田地
	土	A5 内田	A5 内田	B4 大隅	B4 大隅
	日	S5 山脇	S5 山脇	S2 山田	S2 山田

平成 30 (2018) 年度時間割

学期	曜日	1 限	2 限	3 限	4 限
1	月	A1 仲	A1 仲	B5 樫永	B5 樫永
	金	M1 三輪	M1 三輪		
	土	B1 大野	B1 大野	M1 三輪	M1 三輪
	日	B7 前嶋	B7 前嶋	A3 山田	A3 山田
2	月	B2 大野	B2 大野	A2 三田地	A2 三田地
	金	M2 大野	M2 大野	A6 林	A6 林
	土	K5 古壕	K5 古壕	M2 大野	M2 大野
	日	A7 黒石	A7 黒石	B6 西村	B6 西村
3	月	K1 三輪	K1 三輪	K4 寺脇	K4 寺脇
	金	S1 齋藤	S1 齋藤	S4 白鳥	S4 白鳥
	土	B3 岩澤	B3 岩澤	S1 齋藤	S1 齋藤
	日	K3 内山	K3 内山	S3 阿部	S3 阿部
4	月	B4 大隅	B4 大隅	A5 内田	A5 内田
	金	S2 山田	S2 山田	S5 山脇	S5 山脇
	土	K2 吉良	K2 吉良	S2 山田	S2 山田
	日	A4 三田地	A4 三田地	K6 石原	K6 石原

◆開設科目

記号	科目名	属性	記号	科目名	属性
M1	専門職者としての職能開発	必修	B1	キャリア教育特論	A1～7 B1～7 の専門科目より3科目以上選択必修
M2	専門職者としての倫理規範	必修	B2	学校教育相談特論	
S1	ICT 教育利用演習	必修	B3	発達臨床実践特論	
S2	学習科学特論	必修	B4	学級経営・学校経営特論	
S3	教育のユニバーサルデザイン特論	いずれか1科目以上選択必修	B5	教材・授業研究Ⅰ（表現）	
S4	多文化共生教育特論		B6	教材・授業研究Ⅱ（数理）	
S5	公共哲学特論		B7	教材・授業研究Ⅲ（言語）	
A1	カリキュラムデザイン特論	A1～7 B1～7 の専門科目より3科目以上選択必修	K1	生涯学習特論	
A2	ファシリテーション特論		K2	教育と哲学特論	
A3	コーチング特論		K3	教育法規特論	
A4	行動分析学特論		K4	教育政策特論	
A5	プレゼンテーション演習		K5	社会教育特論	
A6	参画教育特論		K6	教育社会学特論	
A7	教育評価特論				

※M基盤科目 S 基幹科目 A 専門科目・共通 B 専門科目・学校教育 K 関連科目

資料 9 4 学期制の実施予定

(学期)

第9条 学年を次の4学期に分ける。

- (1) 1学期 (4 月から6 月まで)
- (2) 2学期 (7 月から9 月まで)
- (3) 3学期 (10 月から12 月まで)
- (4) 4学期 (翌年1 月から3 月まで)

2 ただし、必要のある場合は前項に定める学期の終了時期及び開始時期を変更する場合がある。

【星槎大学専門職大学院学則より】

平成 29 年度

	月	火	水	木	金	土	日	
1 学期						4/1	4/2	4/2 入学式 4/8 授業開始
	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	
	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	6/12 試験期間
	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	
	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	
	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	
	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	
	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	
	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	
	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	
	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	
	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	
	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	
	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	
2 学期	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/3 授業開始
	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	8/5 夏季休業
	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	
	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	
	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	9/2 授業再開
	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	
	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	
	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	9/25 試験期間
	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	
	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	
	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	
	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	
	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	
3 学期	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/2 秋季休業
	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/23 授業開始
	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	
	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	
	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	

	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	12/18 試験期間 12/25 冬季休業
	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	
	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	
	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	
	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	
	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	
	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	
	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	
4 学期	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8 授業開始 3/3 試験期間 3/18 学位記授与式
	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	
	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	
	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	
	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	
	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	
	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	
	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	
	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	
	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	
	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	
	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	
	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31		

※科目修得試験は、試験期間もしくは 8 週目の 16 コマ目を充てる。

資料 10 プロジェクト研究履修イメージ

(3 月)	オリエンテーション	
4 月	プロジェクト研究Ⅰ 科目登録・指導教員決定	
5 月		
6 月		
7 月		
8 月	プロジェクト研究Ⅰは	
9 月	指導教員ごと、平日もしくは夜間グループに分け	
10 月	ゼミ形式の指導を行う。その成果は	プロジェクト 研究Ⅰ
11 月	グループでまとめる。	
12 月		
1 月		
2 月	プロジェクト研究Ⅰ レポート提出	
3 月	プロジェクト研究Ⅰ 発表会	
4 月	プロジェクト研究Ⅱ・教育実地演習 科目登録・指導教員決定	
5 月		
6 月		
7 月	プロジェクト研究Ⅱは	プロジェクト 研究Ⅱ
8 月	学生ごと個別に指導を受ける。	
9 月	教育実地演習の終了後、	
10 月	その成果をプロジェクト研究Ⅱにおいてまとめる。	教育 実地 演習
11 月		
12 月		
1 月	プロジェクト研究Ⅱ レポート提出	
2 月	プロジェクト研究Ⅱ 発表会	
3 月		

資料 11 履修モデルに対応した年間時間割シミュレーション

1. 小学校教員週末モデル

平成 29 年度（2017 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	土	B5	B5	A1	A1
	日			M1	M1
2 学期	土				
	日	A6	A6	M2	M2
3 学期	土	K4	K4		
	日			S1	S1
4 学期	土				
	日			S2	S2

平成 30 年度（2018 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	土				
	日	B7	B7	A3	A3
2 学期	土				
	日			B6	B6
3 学期	土				
	日			S3	S3
4 学期	土				
	日				

（履修科目）

年次	科目名	CD	年次	科目名	CD
1	専門職者としての職能開発	M1	2	コーチング特論	A3
1	専門職者としての倫理規範	M2	1	参画教育特論	A6
1	ICT 教育利用演習	S1	1	教材・授業研究Ⅰ（表現）	B5
1	学習科学特論	S2	2	教材・授業研究Ⅱ（数理）	B6
2	教育のユニバーサルデザイン特論	S3	2	教材・授業研究Ⅲ（言語）	B7
1	カリキュラムデザイン特論	A1	1	教育政策特論	K4

2. 小学校教員平日モデル

平成 29 年度（2017 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	月	M1	M1		
	金	A3	A3		
2 学期	月	M2	M2		
	金	B6	B6	B7	B7
3 学期	月	S1	S1		
	金	S3	S3		
4 学期	月	S2	S2		
	金				

平成 30 年度（2018 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	月	A1	A1	B5	B5
	金				
2 学期	月				
	金			A6	A6
3 学期	月			K4	K4
	金				
4 学期	月				
	金				

（履修科目）

年次	科目名	CD	年次	科目名	CD
1	専門職者としての職能開発	M1	1	コーチング特論	A2
1	専門職者としての倫理規範	M2	2	参画教育特論	A6
1	ICT 教育利用演習	S 1	2	教材・授業研究Ⅰ（表現）	B 5
1	学習科学特論	S 2	1	教材・授業研究Ⅱ（数理）	B 6
1	教育のユニバーサルデザイン特論	S 3	1	教材・授業研究Ⅲ（言語）	B 7
2	カリキュラムデザイン特論	A 1	2	教育政策特論	K 4

3. 中学校・高等学校教員週末モデル

平成 29 年度（2017 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	土			A1	A1
	日			M1	M1
2 学期	土			B2	B2
	日	A6	A6	M2	M2
3 学期	土				
	日	S4	S4	S1	S1
4 学期	土			B4	B4
	日			S2	S2

平成 30 年度（2018 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	土	B1	B1		
	日				
2 学期	土				
	日	A7	A7		
3 学期	土				
	日	K3	K3		
4 学期	土				
	日				

（履修科目）

年次	科目名	CD	年次	科目名	CD
1	専門職者としての職能開発	M1	1	参画教育特論	A6
1	専門職者としての倫理規範	M2	2	教育評価特論	A7
1	ICT 教育利用演習	S1	2	学級経営・学校経営特論	B4
1	学習科学特論	S2	2	キャリア教育特論	B1
1	多文化共生教育特論	S4	1	学校教育相談特論	B2
1	カリキュラムデザイン特論	A1	2	教育法規特論	K3

4. 中学校・高等学校教員平日モデル

平成 29 年度（2017 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	月	M1	M1	B1	B1
	金				
2 学期	月	M2	M2		
	金			A7	A7
3 学期	月	S1	S1		
	金			K3	K3
4 学期	月	S2	S2		
	金				

平成 30 年度（2018 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	月	A1	A1		
	金				
2 学期	月	B2	B2		
	金			A6	A6
3 学期	月				
	金			S4	S4
4 学期	月	B4	B4		
	金				

（履修科目）

年次	科目名	CD	年次	科目名	CD
1	専門職者としての職能開発	M1	2	参画教育特論	A6
1	専門職者としての倫理規範	M2	1	教育評価特論	A7
1	ICT 教育利用演習	S1	1	学級経営・学校経営特論	B4
1	学習科学特論	S2	1	キャリア教育特論	B1
2	多文化共生教育特論	S4	2	学校教育相談特論	B2
2	カリキュラムデザイン特論	A1	1	教育法規特論	K3

5. 専門学校の教員週末モデル

平成 29 年度（2017 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	土			A1	A1
	日			M1	M1
2 学期	土	A2	A2		
	日	A6	A6	M2	M2
3 学期	土			K1	K1
	日			S1	S1
4 学期	土				
	日	S5	S5	S2	S2

平成 30 年度（2018 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	土				
	日			A3	A3
2 学期	土				
	日	A7	A7		
3 学期	土				
	日				
4 学期	土				
	日			K6	K6

（履修科目）

年次	科目名	CD	年次	科目名	CD
1	専門職者としての職能開発	M1	2	ファシリテーション特論	A2
1	専門職者としての倫理規範	M2	1	コーチング特論	A3
1	ICT 教育利用演習	S 1	2	参画教育特論	A6
1	学習科学特論	S 2	1	教育評価特論	A7
1	公共哲学特論	S 5	1	生涯学習特論	K1
1	カリキュラムデザイン特論	A1	2	教育社会学特論	K6

6. 専門学校の教員平日モデル

平成 29 年度（2017 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	月	M1	M1		
	金	A3	A3		
2 学期	月	M2	M2		
	金			A7	A7
3 学期	月	S1	S1		
	金				
4 学期	月	S2	S2		
	金	K6	K6		

平成 30 年度（2018 年）

期	曜日	I 限	II 限	III 限	IV 限
1 学期	月	A1	A1		
	金				
2 学期	月			A2	A2
	金			A6	A6
3 学期	月	K1	K1		
	金				
4 学期	月			S5	S5
	金				

（履修科目）

年次	科目名	CD	年次	科目名	CD
1	専門職者としての職能開発	M1	1	ファシリテーション特論	A2
1	専門職者としての倫理規範	M2	2	コーチング特論	A3
1	ICT 教育利用演習	S1	2	参画教育特論	A6
1	学習科学特論	S2	1	教育評価特論	A7
2	公共哲学特論	S5	2	生涯学習特論	K1
2	カリキュラムデザイン特論	A1	1	教育社会学特論	K6

星槎大学 研究倫理規範

(目的)

第1条 星槎大学（以下「本学」という。）は、建学の精神を踏まえ、学術研究の信頼性と公共性を確保することを目的とし、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に準拠し、本学において研究に従事するすべての研究者及び研究に関わる事務職員が遵守すべき研究倫理規範（以下「規範」という。）を定める。

(定義)

第2条 この規範において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究、受託研究、学内外の諸機関等との共同研究等をいう。
- (2)「研究者」とは、本学の教職員のほか、学部生、大学院生、研究員等であって、本学において研究活動に携わる全ての者（過去に携わっていた者を含む。）をいう。
- (3)「研究費」とは、本学が研究者に交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の判断と姿勢を示すよう努めなければならない。
- 3 研究者は、科学の自律性が社会から信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。
- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。
- 5 研究者は、自らの研究成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の発表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択しなければならない。
- 6 研究者は、研究・教育・学会活動等において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。
- 7 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、権利に配慮するとともに、動物などに対しては、

真摯な態度でこれを扱わなければならない。

(研究費の取扱い)

第4条 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び学校法人国際学園並びに本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、企業等からの助成金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努めなければならない。

(公正な研究活動)

第5条 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表等の過程において、この規範の趣旨に沿って誠実に行動するとともに、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、また加担しない。

2 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自ら重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象者の尊重)

第6条 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重するとともに、研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データの提供を受けて研究を行う場合には研究への協力者に対してその目的、収集方法、個人情報の取扱い等について分かり易く説明し、協力者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、「学校法人国際学園個人情報保護に関する規程」の趣旨に則り、研究に関わる個人情報に適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に漏らしてはならない。

3 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には、誠実に対応しなければならない。

(他者との関係)

第8条 研究者は、他者の研究成果等を正に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

(ハラスメントの排除)

第9条 研究者は、「星槎大学ハラスメント防止に関する規程」の趣旨に則り、研究に関わる全ての人が、対等な個人として尊重され、ハラスメントのない状態を確保しなければならない。

(利益相反の防止)

第10条 研究者は、自らの研究活動にあたり、利益相反が発生しないように、本学の関係規程等を遵守し、本学と本学教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(承認を受ける義務)

第 1 1 条 研究者は、本学の諸規程において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該諸規程等によって定められた手続きによって承認を受けなければならない。

2 前項のほか、法令または当該分野の学会の規程等において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該法令または規程等で定められた手続きによって承認を受けなければならない。

(本学の責務)

第 1 2 条 本学は、この規範を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）の計画を策定し、実施する。

2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、別に定める規程により適切な措置を講じる。

3 本学は、この規範の適切な運用を図り、研究倫理教育を推進するため、星槎大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 1 3 条 この規範に関する事務は、委員会がこれを行う。

(規範の改廃)

第 1 4 条 この規範の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附則

この規範は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

星槎大学 研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、星槎大学研究倫理規範（以下「規範」という。）第12条第3項の規定に基づき、星槎大学（以下「本学」という。）に置く研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、以下の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 規範に定める本学の責務に関する事項
- (2) 研究倫理教育に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (4) ヒトを対象とした研究に係る審査に関する事項
- (5) その他研究倫理に関する事項

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる教職員をもって組織し、委員は学長が任命する。

- (1) 研究倫理教育責任者
- (2) 学部長（もしくは副学長）
- (3) 研究科長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名する教職員 若干名

2 学長は、必要に応じて有識者、弁護士等の専門家に委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き、前条に定める研究倫理教育責任者をもって充てる。副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(任期)

第5条 第3条第1項第1号から第4号に規定する委員の任期は、その職の期間とし、第5号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第2項に規定する委員の任期は、必要に応じて学長が定めるものとする。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて開催する。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

5 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(学長への報告)

第8条 委員長は、委員会で議決された事項を、学長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、審議内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(研究倫理審査委員会)

第10条 委員会の下に、研究倫理審査委員会を置く。

2 研究倫理審査委員会は、第2条第1項第4号に掲げる事項について審議する。

3 研究倫理審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務部がこれを行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

1. 校友会規程

校友会は以下の規定により運営されている。

星槎大学校友会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、星槎大学校友会と称する。

第2条 本会は、事務局を星槎大学箱根キャンパス内に置く。

第3条 本会の運営を円滑に行うため、全国を5区画とするブロックを設け、各都・道・府・県内に支部を設置する。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、会員相互の親睦・向上を図り、併せて星槎大学の振興に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

1. 会報の発行
2. 会員名簿の作成
3. 講演会・研修会・懇親会等の開催
4. 在学生学習指導支援事業
5. 星槎大学の事業後援
6. その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

第6条 本会の会員は、次の資格を有する者をもって構成する。

1. 正 会 員 星槎大学の卒業生と終了者中の希望者
2. 準 会 員 星槎大学在学生
3. 賛助会員 星槎大学の教職員及び会員二名以上の推薦によって三役会の承認を得た者

第4章 役員及び会議

第7条 本会に次の役員をおく

1. 会長 1名
2. 副会長 第3条のブロック推薦者 9名、会長指名による者 8名以内
3. 幹事長 1名

- | | |
|-----------|-----|
| 4. 会計 | 2 名 |
| 5. 監査 | 3 名 |
| 6. 副幹事長 | 若干名 |
| 7. 常任幹事 | 若干名 |
| 8. 幹事 | 若干名 |
| 9. 事務局長 | 1 名 |
| 10. 事務局次長 | 若干名 |
| 11. 事務局員 | 若干名 |
| 12. ブロック長 | 9 名 |

尚、本会に名誉会長・名誉顧問・顧問・相談役を置くことができる。

第 8 条 役員の選出は次の通りとする。

1. 会長・副会長・幹事長・会計・監査・副幹事長・常任幹事・幹事は総会で正会員の中より選出する。
2. 事務局長・事務局次長・事務局員は正会員の中より会長が委嘱する。
3. ブロック長はブロック推薦の副会長が担当する。

第 9 条 役員の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。尚、役員の増員については、各支部長の推薦を得て総会に於いて決定するものとする。

第 10 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時には、あらかじめ会長が指名した順位によりその職務を代理又は代行する。
3. 幹事長は、会長の指示を受け、本会の運営を企画し、会務を処理する。
4. 会計は本会の経理業務を行なう。
5. 監査は、本会の会務及び会計を監査する。
6. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故がある時はこれを代理又は代行する。
7. 常任幹事・幹事は必要に応じ会務を分掌する。
8. 事務局長は、幹事長の指示により直接会務の処理にあたる。
9. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故がある時は、これを代理又は代行する。
10. 事務局員は、事務局業務を行う。
11. 支部長は、会長の指示を受け支部を総括し、運営する。
12. 名誉会長・名誉顧問・顧問・相談役は必要に応じ諮問に応ずる。
13. ブロック長は、ブロック会を統括し、構成各支部活動を援助指導する。

第 11 条 本会の会議は、総会・三役会・常任役員会・ブロック総会及び支部総会とする。

1. 本会の会議は出席会員の過半数をもって決する。
2. 総会・三役会及び常任役員会は会長が招集する。
3. ①定期総会は、毎年一回年度始めに開催し、次の事項を協議決定する。
 - イ. 会務報告

- ロ. 事業計画
- ハ. 決算の承認
- ニ. 予算の承認
- ホ. その他必要事項

②臨時総会は支部長の3分の1以上の要求がある時、又は会長が必要と認めた時に開催する。

4. 三役会は、会長・副会長・幹事長をもって組織し会務を執行する。
5. 会長は、緊急事項で、三役会を招集できない時は文書をもって賛否を問い執行することができる。
6. 常任役員会は、会長・第7条2項の副会長の内より会長が指名した者・幹事長・事務局長・事務局次長及び会計の6役で構成し、三役会、総会へ提出する議案の審議をする。
7. ブロック総会は、ブロック傘下各支部をもって構成し、ブロック長が招集する。
 - イ. 総会は原則として年1回開催する。
 - ロ. 臨時総会は所属支部の2分の1以上の要求がある時、又はブロック長が必要と認めた時に開催する。
8. 支部総会は支部傘下の支部員をもって構成し、支部長が招集する。
 - イ. 総会は原則として年1回開催する。
 - ロ. 臨時総会は所属支部の3分の1以上の要求がある時、又は支部長が必要と認めた時に開催する。

第12条 本会は、星槎大学の常任委員・委員・各委員会の委員及び特別委員会の委員の候補者を推薦する。選考方法については、細則によって定める。

第13条 本会に専門部を置くことができる。専門部については細則によって定める。

第5章 資産及び会計

第14条 本会の資産は会長が管理する。

第15条 本会の経理は、（1）会費（正会員及び賛助会員）（2）寄付金（3）その他の収入をもって充てる。

1. 会費は終身会費として5,000円を納める。また賛助会員は別に定める会費を納める。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第17条 予算は、三役会の承認を得て、総会の議を経なければならない。

第18条 決算は、三役会の承認を得て、総会の議を経なければならない。

第6章 雑則

第19条 本会の会則の改廃は、総会の議を経てこれを決する。本会の運営について必要な細則は三役会において定める。

附則

1. 本会は、平成25年4月1日から実施する。

2. 校友会会員状況（大学院）

規程通り、大学院修了生は全員校友会会員となり全国にて社会人として教育分野を中心に活躍している。

3. 校友会会員属性（大学院）

2016 年 3 月までの大学院修了生の属性は以下の通りであり、教育に関連する現場での活動を行っている。

教員（初中等教育）		15
	特別支援学校	5
	小学校	3
	中学校	2
	高校	2
	校長・教頭	3
教員（高等教育）		6
	大学・短大	2
	専修学校	4
公務員		3
団体職員（大学等）		4
自営業（教育関連）		2
その他（教育関連，医療関連）		4
合計		35

資料 14 学生ラウンジ（学生研究スペース見取り図）

学生ラウンジを含む大学院キャンパス内の見取り図を記載した。

資料 15 履修規程

星槎大学専門職大学院 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、星槎大学専門職大学院学則に基づき、星槎大学専門職大学院における、授業の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目及び授業の方法)

第2条 学則第19条第4項及び第20条、第22条に定める、授業科目及び開設する各科目の授業の方法は、別表1の通りとする。

(修了要件)

第3条 学則第29条に定める修了要件は以下のとおりとする。

- (1) 必修科目の単位修得をしていること
- (2) 基幹科目より必修科目を含め6単位以上修得していること
- (3) 専門科目から6単位以上修得していること
- (4) 30単位以上修得していること

(規程改定)

第4条 本規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附 則

この規程は平成29年4月1日からこれを施行する。

別表 1(学則第 19 条 第 20 条関係)

科目区分		授業科目の名称	メディア 授業	配当年次	単位数	
					必修	選択
基盤科目		専門職者としての職能開発	可	1	2	
		専門職者としての倫理規範	可	1	2	
基幹科目		I C T教育利用演習	不可	1	2	
		学習科学特論	不可	1	2	
		教育のユニバーサルデザイン特論	可	1・2		2
		多文化共生教育特論	可	1・2		2
		公共哲学特論	可	1・2		2
専門 科目	共通 領域	カリキュラムデザイン特論	不可	1・2		2
		ファシリテーション特論	可	1・2		2
		コーチング特論	不可	1・2		2
		行動分析学特論	可	1・2		2
		プレゼンテーション演習	可	1・2		2
		参画教育特論	不可	1・2		2
		教育評価特論	可	1・2		2
	学校 教育 領域	キャリア教育特論	可	1・2		2
		学校教育相談特論	可	1・2		2
		発達臨床実践特論	可	1・2		2
		学級経営・学校経営特論	可	1・2		2
		教材・授業研究Ⅰ（表現）	不可	1・2		2
		教材・授業研究Ⅱ（数理）	不可	1・2		2
		教材・授業研究Ⅲ（言語）	不可	1・2		2
関連科目		生涯学習特論	可	1・2		2
		教育と哲学特論	可	1・2		2
		教育法規特論	可	1・2		2
		教育政策特論	可	1・2		2
		社会教育特論	可	1・2		2
		教育社会学特論	可	1・2		2
教育実践 研究科目		教育実地演習	不可	2	2	
		プロジェクト研究Ⅰ	可	1	2	
		プロジェクト研究Ⅱ	可	2	2	
修了要件は、必修科目及び選択必修科目を含んで 30 単位以上修得すること。選択必修科目は基幹科目必修科目以外から 2 単位以上、専門科目から 6 単位以上とする。						
履修科目の登録の上限は 26 単位とする。						

教 評 価 第 4 6 号

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

学校法人国際学園理事長

井 上 一 殿

一般財団法人教員養成評価機構理事長

田 村 哲 夫



星槎大学専門職大学院設置申請のための認証評価の取り扱いについて

貴法人が設置予定の星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻（専門職学位課程）に対する認証評価については、平成 2 8 年 3 月 8 日開催の当機構理事会において、貴法人から事前に提示いただいた内容等を検討した結果、下記の理由により当機構においては実施できない旨の結論に至りましたので回答いたします。

なお、今後、設置審査の過程において専門職大学院の内容等が変更され、当機構が定める目的に沿う専門職大学院として設置される場合には、改めて認証評価を行うことについて協議いたします。

記

貴法人が予定している内容では、当機構定款に基づく、「教職大学院以外の専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程を置く専門職大学院」

（学校教育系専門職大学院）の範囲外ではないかと思われること、また、当機構として、貴法人の予定している内容に沿って当該学校教育系専門職大学院評価基準から外れる部分を包括するための評価基準の改定や新たな評価基準の作成については不可能なため。

以上

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

ホーム

代表理事挨拶

設立趣旨

専門職大学院

・評価基準要項等

職業実践専門課程

・評価基準要項等

定款

社員募集と

寄付金のご案内

問合せ先

入会申込書

評価結果

ビューティビジネス専門職大学院認証 評価基準要項等

はじめに

平成15年に改正された学校教育法により、高度専門職業人養成に特化して、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院の制度が創設されました。各専門職大学院は、それぞれの目的に応じた教育研究水準の維持向上を積極的に図るために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務づけられています。

この評価基準要綱は、専門職大学院の一分野であるビューティビジネス大学院の教育研究、組織運営ならびに施設設備(以下「教育研究活動等」とよびます。)の状況に関する評価について、評価の目的・性格、評価基準および評価方法を示したものです。このうち評価基準は、専門職大学院設置基準に規定されている内容を踏まえて設定されており、六つの基準から構成されています。

各基準には、ビューティビジネス大学院の教育研究活動等が評価基準に適合している旨の認定をする際に、ビューティビジネス大学院の目的に照らして教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容が記載されています。基準ごとに、その内容に基づいて教育研究活動等の状況を分析するための「基本的な観点」が設定されています。評価を受ける大学院には、全ての基本的な観点到に係る状況について自己評価することが求められます。ビューティビジネス評価機構(認証評価機関)においては、自己評価の結果を受けて、基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点があるか、などの評価を行います。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われます。

評価を実施するにあたっては、ビューティビジネス大学院の個性や特徴が十分発揮できるように、大学院が有する「目的」を踏まえて行われることが重要です。したがって、六つの基準および基準ごとの基本的な観点的の多くは、大学院が自ら定めた「目的」を踏まえつつ評価が行われることを前提として、それが可能となるような構成・内容に留意してあります。

この評価基準要綱のほか、評価の詳細な手順等を示すものとして、大学院が自己評価を行うにあたっての実施要項『自己評価実施要項』や、ビューティビジネス評価機構の評価担当者が評価を行うにあたって用いる手引書『評価実施手引書』も作成してあります。

- ◆評価基準要綱のダウンロード → [こちら](#)
- ◆自己評価実施要項のダウンロード → [こちら](#)
- ◆評価実施手引書のダウンロード → [こちら](#)

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

ホーム

代表理事挨拶

設立趣旨

専門職大学院

・評価基準要項等

職業実践専門課程

・評価基準要項等

定款

社員募集と

寄付金のご案内

問合せ先

入会申込書

評価結果

専修学校職業実践専門課程 第三者評価試行 評価基準要項等

はじめに

専修学校の専門課程(専門学校)は、高等学校卒業者の進学先として、大学に次いで二番目に大きな進学先となっています。専門学校は、実践的な職業教育を行う教育機関として、わが国の高等教育の重要な一翼を担ってきました。近年、職業教育の重要性が強調されており、欧米はじめ世界各国が、高等職業教育の改革に積極的に取り組んでいます。高等教育改革の中で、第三者による質保証(評価)は、必要不可欠なテーマとなっています。

大学(大学院を含む)、専門職大学院、短期大学および高等専門学校には、学校教育法に基づいて認証評価を定期的に受審することが義務づけられています。高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。わが国の専修学校では、自己評価が義務づけられてはいますが、第三者評価については、喫緊の検討課題です。

企業等との密接な連携を通じて、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」が、平成26年度から発足しました。しかしながら、専修学校専門課程(専門学校)は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていないのが現状です。平成26年度から発足した職業実践専門課程の第三者評価制度についても、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議(文部科学省生涯学習政策局)」で議論が進められています。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構は、当初、一般社団法人ビューティビジネス評価機構として、文部科学大臣から専門職大学院のうちビューティビジネス分野の認証評価を行う認証評価機関として認証されました(2012年7月31日)。平成24年度には、ハリウッド大学院大学(ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻)の専門分野別認証評価を実施し、評価結果を公表しました(2013年4月5日)。今回、専修学校(特に、職業実践専門課程)教育の評価・質保証事業への展開をめざして、法人名を変更し、専修学校職業実践専門課程第三者評価の試行を計画しました。

この専修学校職業実践専門課程第三者評価試行は、平成26年度文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の一環として実施するものです。この試行的評価を通じて、専修学校職業実践専門課程の第三者評価を実施する上での問題点・課題を洗い出し、将来の本格的実施をめざすものです。

評価基準や評価の基本的な方針等を記述した『評価基準要綱』のほか、評価の詳細な手順等を示すものとして、大学院が自己評価を行うにあたっての実施要項(自己評価実施要項)および、ビューティビジネス評価機構の評価担当者が評価を行うにあたって用いる手引書(評価実施手引書)を作成してあります。

◆評価基準要綱のダウンロード → [こちら](#)

◆自己評価実施要項のダウンロード → [こちら](#)

◆評価実施手引書のダウンロード → [こちら](#)

Copyright(C) All rights reserved.

<http://qaphe.jp/kijunyoukou2.html> (最終アクセス 2016 年 3 月 17 日) より許可を得て転載

資料 18 購入する学術雑誌

(和雑誌：40 誌)

	誌名	発行元(学会誌)または出版社(その他雑誌)	分類
1	教育学研究	日本教育学会	学会誌
2	教育哲学研究	教育哲学会	
3	教育学研究	日本教育学会	
4	教育心理学研究	日本教育心理学会	
5	教育心理学年報	日本教育心理学会	
6	理科の教育	日本理科教育学会	
7	理科教育学研究	日本理科教育学会	
8	国語教育研究	日本国語教育学会	
9	数学教育学会誌	数学教育学会	
10	数学教育	日本数学教育学会	
11	認知科学	日本認知科学会	
12	高校生活指導	青木書店	教育 全般
13	生徒指導	学事出版	
14	学校運営	(株)学校運営研究会	
15	教職研修	教育開発研究所	
16	教育展望	教育出版	
17	教育	かもがわ出版	
18	教員養成セミナー	時事通信社	
19	授業力&学級統率力	明治図書出版	
20	教育旅行	日本修学旅行協会	
21	内外教育	時事通信社	
22	教育再生	日本教育再生機構	
23	季刊教育法	エイデル研究所	
24	中等教育資料	ぎょうせい	
25	教育委員会月報	第一法規	
26	青少年問題	青少年問題研究会	
27	社会教育	全日本社会教育連合会	
28	切抜き速報教育版	ニホン・ミック	
29	週刊教育資料	教育公論社	
30	ニュートン	Newton Press 出版	教科系
31	日経サイエンス	日経サイエンス社	
32	数学	岩波書店	
33	数学セミナー	日本評論社	
34	数学教育	明治図書出版	
35	英語教育	大修館書店	
36	Newsweek(日本語)	阪急コミュニケーションズ	
37	国語教育	明治図書出版	
38	実践国語研究	明治図書	
39	社会科教育	明治図書出版	
40	歴史地理教育	歴史教育者協議会	

	誌名	発行元/出版社
1	British Journal of Educational Psychology	The British Psychological Society / John Wiley & Sons Ltd.
2	British Journal of Educational Studies	Society for educational studies / Taylor & Francis Limited
3	Harvard Educational Review	Harvard Graduate School of Education / Harvard Education Publishing Group
4	Journal of Educational Psychology	American Psychological Association / American Psychological Association
5	Journal of Educational Research	Taylor & Francis Limited
6	Review of Educational Research	American Educational Research Association / Sage Publications Ltd.
7	Journal of Creative Behavior	Creative Education Foundation / Sage Publications Ltd.
8	Mathematics Teacher	National Council of Teachers of Mathematics
9	TESOL Quarterly	TESOL International Association / John Wiley & Sons Ltd.
10	American Educational Research Journal	American Educational Research Association / Sage Publications Ltd.
11	BULLETIN of the AMERICAN MATHEMATICAL SOCIETY	American Mathematical Society
12	Notices of the American Mathematical Society	American Mathematical Society